

離島等供給約款〔低圧用〕の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第21条第1項^{*1}に基づき「離島等供給約款〔低圧用〕」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

「離島等供給約款」とは、当社供給エリアにおける離島（山形県飛島、新潟県佐渡島および粟島）のお客さまを対象に、当社が電気を供給する際の料金やその他供給条件を定めたものです。離島等供給料金単価は、電気事業法第21条第3項^{*2}に基づき、東北電力株式会社（以下「東北電力」といいます。）が本土で設定している標準的な電気料金相当の料金単価を設定しております。

今回の主な変更内容については、以下のとおりです。

○主な変更内容

1. 離島等供給料金単価の見直し

東北電力において、2023年6月1日から低圧の電気料金の見直しが予定されていることを踏まえ、低圧の離島等供給料金単価についても、東北電力の低圧の電気料金単価と同等となるよう見直しいたします（燃料費調整単価^{*3}を含む）。

2. 深夜機器割引の見直し

時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、深夜電力Bの各料金プランに適用している、以下の割引を終了いたします。

区分	深夜機器割引	備考
廃止	通電制御型夜間蓄熱式機器割引、 8時間通電機器割引、 5時間通電機器割引	各料金プランは継続いただけます

3. 料金プラン加入の見直し

東北電力の料金プランの設定状況および離島における加入状況を踏まえ、以下料金プランについて、新規加入停止および廃止いたします。

区分	料金プラン	備考
新規加入停止	時間帯別電灯S、 ピークシフト季節別時間帯別電灯	現在ご加入中のお客さまは継続いただけます
廃止	融雪用電力AⅡ、融雪用電力BⅡ、 低圧蓄熱調整契約	—

○実施日

2023年6月1日より実施いたします。

以 上

- ※1 電気事業法第21条第1項（離島等供給約款）
一般送配電事業者は、離島等供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※2 電気事業法第21条第3項（離島等供給約款）
料金の水準がその供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。
- ※3 今回の変更届出により、2023年6月1日以降に適用される燃料費調整単価等が変更となります。変更後の燃料費調整単価等については、下記の当社ホームページにてご覧ください。

https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/pdf/fuel_202306.pdf

（別 紙）離島等供給料金〔低圧用〕の変更概要

（参考1）見直し後の離島等供給料金単価一覧表〔低圧用〕

（参考2）基準燃料価格等の変更

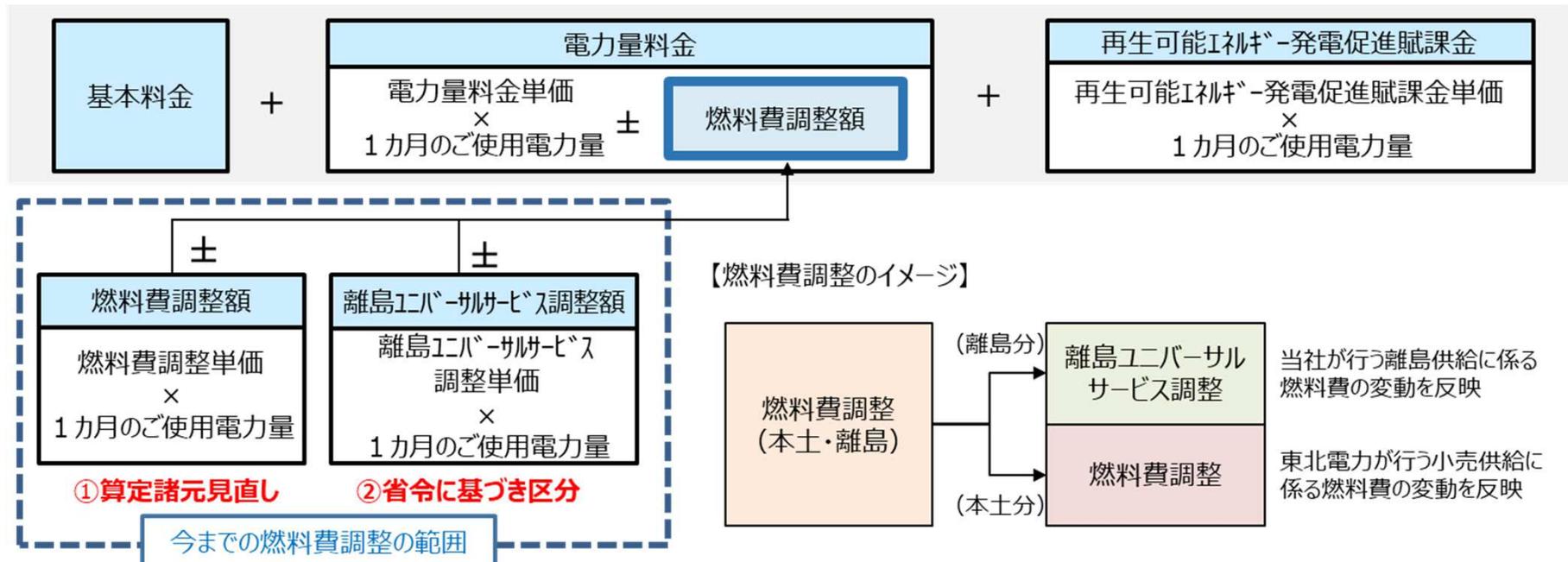
【見直し後の離島等供給料金】

(1) 基本料金単価および電力量料金単価について

- ・「【参考1】見直し後の離島等供給料金単価一覧表 [低圧用] 」のとおり、各単価を見直いたします。

(2) 燃料費調整単価について

- ① 燃料費調整単価の算定諸元である「基準燃料価格」、「上限価格」、「基準単価」を「【参考2】基準燃料価格等の変更」のとおり見直いたします。
- ② 経済産業省令に基づき、これまで燃料費調整単価に含まれていた離島供給に係る火力燃料費の変動を区分して「離島ユニバーサルサービス調整」として算定いたします。

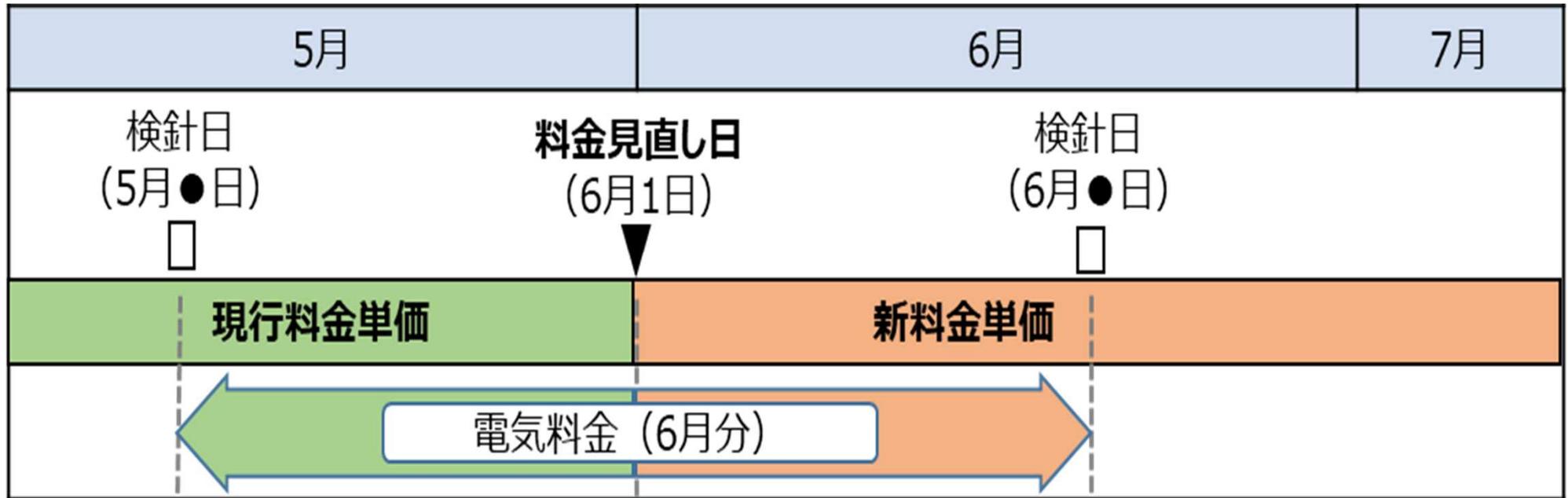


※「離島ユニバーサルサービス調整」とは、本土と電力系統が接続されていない離島において、一般送配電事業者が行う離島供給に係る火力燃料費の毎月の変動を託送料金を通じて調整するものです。経済産業省令に基づき、託送料金と同じ単価で電気料金においても調整を行います。

【適用開始日】

- 2023年6月1日以降の電気料金より、見直し後の料金単価を適用いたします。

《適用イメージ》



※5月31日までのご使用分は現行の料金単価、6月1日以降のご使用分は新料金単価を適用のうえ、日割計算いたします。

以上

【参考1】見直し後の離島等供給料金単価一覧表〔低圧用〕

- 見直し後の離島等供給料金単価は、以下のとおりです。

契約種別	区分および単位		現行※1	見直し後※1
定額電灯	需要家料金	1契約につき	60円50銭	60円50銭
	電灯料金	10ワットまでの1灯につき	71円50銭	118円55銭
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	123円20銭	217円25銭
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	226円60銭	414円73銭
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	330円00銭	612円25銭
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	536円80銭	1,007円17銭
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	536円80銭	1,007円17銭
	小型機器料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	226円60銭	367円08銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	393円80銭	674円82銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに		393円80銭	674円82銭	
従量電灯A	最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	261円80銭	359円58銭
	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円58銭	29円71銭
従量電灯B	基本料金	契約電流10アンペア	330円00銭	369円60銭
		契約電流15アンペア	495円00銭	554円40銭
		契約電流20アンペア	660円00銭	739円20銭
		契約電流30アンペア	990円00銭	1,108円80銭
		契約電流40アンペア	1,320円00銭	1,478円40銭
		契約電流50アンペア	1,650円00銭	1,848円00銭
		契約電流60アンペア	1,980円00銭	2,217円60銭
	電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円58銭	29円71銭
		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円33銭	36円46銭
		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円28銭	40円41銭
最低月額料金	1契約につき	261円80銭	359円58銭	
従量電灯C	基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	330円00銭	369円60銭
	電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円58銭	29円71銭
		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円33銭	36円46銭
		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円28銭	40円41銭
臨時電灯A	総容量が50ボルトアンペアまでの場合		7円91銭	11円74銭
	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		15円82銭	23円47銭
	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに		15円82銭	23円47銭
	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合		158円18銭	234円88銭
	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに		158円18銭	234円88銭

【参考1】見直し後の離島等供給料金単価一覧表〔低圧用〕

契約種別	区分および単位		現行※1	見直し後※1		
臨時電灯 B	基本料金	契約電流10アンペアにつき	363円00銭	406円56銭		
	電力量料金	1キロワット時につき	32円22銭	43円40銭		
臨時電灯 C	基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	363円00銭	406円56銭		
	電力量料金	1キロワット時につき	32円22銭	43円40銭		
公衆街路灯 A	需要家料金	1契約につき	55円00銭	55円00銭		
	電灯料金	10ワットまでの1灯につき	64円52銭	111円56銭		
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	111円43銭	205円48銭		
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	205円26銭	393円39銭		
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	299円09銭	581円34銭		
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	486円75銭	957円12銭		
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	486円75銭	957円12銭		
	小型機器料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	205円15銭	345円63銭		
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき		357円50銭	638円52銭			
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに		357円50銭	638円52銭			
公衆街路灯 B	基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭	336円60銭		
	電力量料金	1キロワット時につき	17円68銭	28円81銭		
	最低月額料金	1契約につき	235円40銭	333円18銭		
低圧電力	基本料金	契約電力1キロワットにつき	1,265円00銭	1,300円89銭		
	電力量料金	夏季料金※2	1キロワット時につき	15円95銭	27円22銭	
		その他季料金※2	1キロワット時につき	14円50銭	25円77銭	
臨時電力	定額制	契約電力1キロワット1日につき	200円20銭	270円72銭		
	従量制	基本料金	契約電力1キロワットにつき	低圧電力の該当料金の20パーセント割増し	低圧電力の該当料金の20パーセント割増し	
		電力量料金	夏季料金※2	1キロワット時につき	19円14銭	30円53銭
			その他季料金※2	1キロワット時につき	17円40銭	28円79銭
農事用電力 A	基本料金	契約電力1キロワットにつき	627円00銭	662円89銭		
	電力量料金	夏季料金※2	1キロワット時につき	11円86銭	23円13銭	
		その他季料金※2	1キロワット時につき	10円78銭	22円05銭	
農事用電力 B	最初の30日まで	契約電力1キロワットにつき	5,269円11銭	9,307円31銭		
	30日をこえる1日につき	契約電力1キロワットにつき	175円64銭	310円24銭		

【参考1】見直し後の離島等供給料金単価一覧表〔低圧用〕

契約種別	区分および単位		現行※1	見直し後※1	
時間帯別電灯 A	基本料金	契約容量が 6キロボルトアンペア 以下の場合	1契約につき	1,430円00銭	1,667円60銭
		契約容量が 6キロボルトアンペア をこえる場合	1契約につき最初の 10キロボルトアンペアまで	1,980円00銭	2,376円00銭
	上記をこえる 1キロボルトアンペアにつき		330円00銭	369円60銭	
	電力量料金	昼間時間※3	最初の90キロワット時までの 1キロワット時につき	22円09銭	31円26銭
			90キロワット時をこえ 230キロワット時までの 1キロワット時につき	30円13銭	39円30銭
			230キロワット時をこえる 1キロワット時につき	34円83銭	44円00銭
		夜間時間※3	1キロワット時につき	11円12銭	27円68銭
時間帯別電灯 B	基本料金	契約容量が 6キロボルトアンペア 以下の場合	1契約につき	1,430円00銭	1,667円60銭
		契約容量が 6キロボルトアンペア をこえる場合	1契約につき最初の 10キロボルトアンペアまで	1,980円00銭	2,376円00銭
	上記をこえる 1キロボルトアンペアにつき		330円00銭	369円60銭	
	電力量料金	昼間時間※4	最初の80キロワット時までの 1キロワット時につき	24円00銭	33円17銭
			80キロワット時をこえ 200キロワット時までの 1キロワット時につき	32円75銭	41円92銭
			200キロワット時をこえる 1キロワット時につき	37円85銭	47円02銭
		夜間時間※4	1キロワット時につき	11円43銭	27円99銭
時間帯別電灯 S	基本使用料金	契約容量が 6キロボルトアンペア 以下の場合	1契約につき	6,380円00銭	8,451円60銭
			まったく電気を使用しな い場合の1契約につき	715円00銭	833円80銭
		契約容量が 6キロボルトアンペア をこえる場合	1契約につき最初の 10キロボルトアンペアまで	6,930円00銭	9,160円00銭
			まったく電気を使用しな い場合の1契約につき	990円00銭	1,188円00銭
			上記をこえる 1キロボルトアンペアにつき	330円00銭	369円60銭
	電力量料金	昼間時間※4	基本使用料金適用電力量 をこえる1キロワット時につき	40円02銭	49円19銭
			夜間時間※4	1キロワット時につき	11円43銭

【参考1】見直し後の離島等供給料金単価一覧表〔低圧用〕

契約種別	区分および単位			現行※1	見直し後※1	
ピークシフト季節別時間帯別電灯	基本料金	契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合	1契約につき	1,430円00銭	1,667円60銭	
		契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,980円00銭	2,376円00銭	
			上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	330円00銭	369円60銭	
	電力量料金	ピーク時間※5	1キロワット時につき	54円82銭	63円99銭	
		昼間時間※5	最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	20円10銭	29円27銭	
			90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	27円41銭	36円58銭	
			230キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円39銭	46円56銭	
夜間時間※5	1キロワット時につき	11円12銭	27円68銭			
季節別高負荷率電灯	基本料金	1契約につき最初の6キロボルトアンペアまで		2,772円00銭	3,009円60銭	
		上記をこえる1キロボルトアンペアにつき		462円00銭	501円60銭	
	電力量料金	夏季料金※2	1キロワット時につき	28円08銭	39円21銭	
		その他季料金※2	1キロワット時につき	25円53銭	36円66銭	
低圧高稼働契約	基本料金	契約電力1キロワットにつき		1,540円00銭	1,577円12銭	
	電力量料金	夏季料金※2	1キロワット時につき	18円80銭	29円99銭	
		その他季料金※2	1キロワット時につき	17円09銭	28円28銭	
低圧季節別時間帯別電力	基本料金	契約電力1キロワットにつき		1,375円00銭	1,409円10銭	
	電力量料金	昼間時間※4	夏季料金※2	1キロワット時につき	16円80銭	27円46銭
			その他季料金※2	1キロワット時につき	15円27銭	25円93銭
		夜間時間※4	1キロワット時につき	11円43銭	25円15銭	
深夜電力A	1契約につき			1,266円10銭	2,942円57銭	
深夜電力B	基本料金	契約電力1キロワットにつき		308円00銭	347円60銭	
	電力量料金	1キロワット時につき		11円12銭	27円68銭	
深夜電力C	基本料金	契約電力1キロワットにつき		209円00銭	248円60銭	
	電力量料金	1キロワット時につき		10円54銭	27円10銭	
融雪用電力A	基本料金	契約使用期間の最初の3月まで	契約電力1キロワットにつき	1,298円00銭	1,337円60銭	
		3月超過	契約電力1キロワットにつき	374円00銭	413円60銭	
	電力量料金	1キロワット時につき		11円59銭	22円72銭	
融雪用電力B	基本料金	契約使用期間の最初の3月まで	契約電力1キロワットにつき	1,958円00銭	1,992円10銭	
		3月超過	契約電力1キロワットにつき	462円00銭	496円10銭	
	電力量料金	1キロワット時につき		11円97銭	23円24銭	

※1. 電力量料金単価には、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は含んでおりません。

※2. 「夏季」：7月1日から9月30日までの期間をいいます。「その他季」：夏季以外の期間をいいます。

※3. 「昼間時間」：毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。「夜間時間」：昼間時間以外の時間をいいます。

※4. 「昼間時間」：毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。「夜間時間」：昼間時間以外の時間をいいます。

※5. 「ピーク時間」：夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。「昼間時間」：毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。「夜間時間」：ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

【参考2】基準燃料価格等の変更

【燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の算定式】

- 火力燃料の輸入価格（原油、LNG、石炭）の変動を、毎月の電気料金を通じて調整（平均燃料価格が基準価格を上回る場合はプラス調整（電気料金へ増額）、下回る場合はマイナス調整（電気料金から減額））を行っております。

[平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合]

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{3か月間の平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \text{基準単価} \div 1,000\text{円/kI}$$

[平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合]

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{基準燃料価格} - \text{3か月間の平均燃料価格} \right) \times \text{基準単価} \div 1,000\text{円/kI}$$

【①燃料費調整制度における基準燃料価格および基準単価の変更】

	内容	単位	現行	見直し後
基準燃料価格	基準となる平均燃料価格	1kI当たり	31,400円	83,500円
上限価格 (※)	平均燃料価格の上限	1kI当たり	47,100円	125,300円
基準単価	平均燃料価格が1,000円/kI変動した場合の電気料金単価への影響額	1kWh当たり	22銭1厘	19銭7厘

【②離島ユニバーサルサービス調整制度における基準燃料価格および基準単価】

	内容	単位	新たに設定
離島基準燃料価格	基準となる離島平均燃料価格	1kI当たり	79,300円
離島上限価格	離島平均燃料価格の上限	1kI当たり	119,000円
離島基準単価	離島平均燃料価格が1,000円/kI変動した場合の電気料金単価への影響額	1kWh当たり	1厘

(※) 以下の料金プランについては、「上限価格」を設定いたしません。

「上限価格」を設定しない料金プラン
時間帯別電灯 A、時間帯別電灯 B、時間帯別電灯 S、ピークシフト季節別時間帯別電灯、季節別高負荷率電灯、低圧高稼動契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力 A、深夜電力 B、深夜電力 C、融雪用電力 A、融雪用電力 B